

## 社会保障の正確な理解についての1つのケーススタディ ～ 社会保障制度の“世代間格差”に関する論点～

- 社会保障・税一体改革大綱において、「給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要である」とされており、「世代間の公平性の確保」は社会保障改革の重要な視点の1つとなっている。
- この大綱における「世代間の公平性の確保」は、従前の年金、医療、介護の仕組みにも手を加えつつ、子育て支援を中心とする若者世代への給付を手厚くすることや、高齢者にも應分の負担をしてもらうために税制や保険料、利用者負担などの在り方を見直すなど、幅広い視点での改革を意味している。
- 一方、一部の試算に基づいて、既存の年金、医療、介護の仕組みの上で、生涯に支払った“保険料”と“給付”的割引現在価値換算額の差引きをもって、世代間の格差が大きいことを示しているものがある。
- ここでは、社会保障制度の“世代間格差”に関して言われている一般的な論点を検証した上で、社会保障における給付と負担の関係を整理する。

まず、“社会保険における世代間格差論を問うことの是非”は別として、“計算技術”的ないくつかの点について指摘する。

【論点①】（保険給付の期待値を計算することの問題）

社会保険は、あくまでも保険であり、金融商品ではない。

仮に、社会保険における世代ごとの給付と負担の関係について、機械的な“計算”ができるとしても、それは、あくまでも“平均値”としての期待値を示したものに過ぎない。

社会保険があることでリスクが軽減されることによる“期待効用の増加”も考慮すべきではないだろうか（“リスクヘッジ”こそが“保険”的意義）。

たとえば、あらゆる民間の保険商品は、保険会社が事業を運営するために必要とするコストである付加保険料を徴収している分、「保険給付の平均値としての期待値」は「市場運用の期待収益額」より低くなる。だからといって、保険商品が払い損とは言えない側面があることと同様に、社会保険も単純に払い損とはいえない側面がある。

<リスク軽減の例>

年金：「終身年金」により引退時の想定以上に長生きした場合に生活費を保障

「インフレ」による老後所得の実質価値減少のリスクを軽減

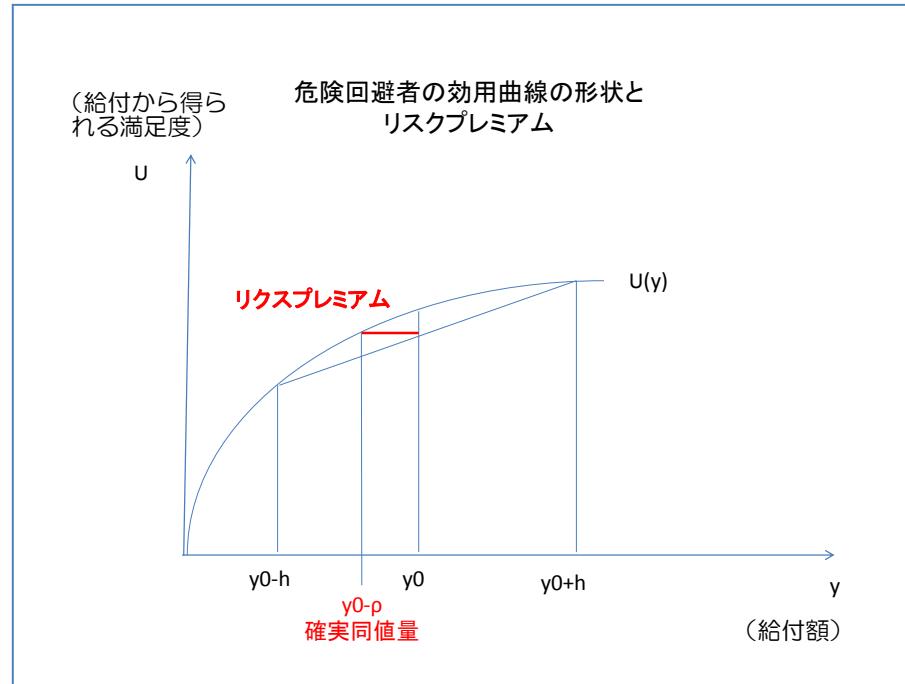
経済成長によって若者世代が裕福になった場合の老後生活水準の相対的低下のリスクを軽減

「障害」や「遺族」となったときの生活費を保障

医療：予期せぬ疾病により生じた「高額の医療費」を軽減

介護：長期にわたる「介護による家族の負担」を軽減

- 以下は、保険リスクの効用曲線を示したもの。リスクを考慮しなければ、平均値  $y_0$  を期待してしまうが、リスクプレミアムを考慮すると、 $y_0 - \rho$  の給付で満足できる。



$U(y)$ は効用曲線といい、給付額が増えるほど満足度の伸びは小さくなると考えられる（限界効用遞減の法則）。

「確定量  $y_0 - \rho$  は変動量  $y_0 \pm h$  の「確実同値量 (certainty equivalent)」であるという。そして  $\rho$  の大きさは、経済主体が所得増減の危険を避け所得の安定性を得るために、プレミアムとして余分に払ってよいと思う最大可能額を示す。これがこの  $\rho$  を「保険プレミアム」insurance premium または「(マイナスの) 危険プレミアム」(negative) risk premium と呼ぶ所以である」（酒井泰弘(1982)『不確実性の経済学』有斐閣経済叢書、40-41 頁）

## 【論点②】（割引率の問題）

若いときに払って、歳をとってからもらう社会保険の仕組みの上では、割引率の設定次第では、割引現在価値換算の数値は、収支がマイナスになる。社会保険の制度設計で用いる“賃金上昇率”よりも高い“利回り”を割引率とすることにより、世代間の格差が大きく見える試算をしているものがある。

- 現役時代に保険料を支払って、高齢期になって給付をもらう社会保険の仕組みにおいては、払う時期ともらう時期にかなりの時間差があるため、その間の物価や賃金の動向で貨幣価値が変わってしまう。すなわち、名目額の比較は意味をなさない。  
このため、これを同じ時点の貨幣価値でみるために、ある指標で割り引いて“割引現在価値換算”というものを行って「実質的な金額」で考えることとなる。
- 一般に、一定の実質的な経済成長があり、かつ、資産が富を生むような、通常の経済状況の場合、  
物価上昇率 < 賃金上昇率 < 利回り  
の大小関係になる。
- この3つの指標のうち、最も値が大きい“利回り”で割り引いて割引現在価値に換算しているものがある。これは、保険料を払わずに、その分を市場運用することで利回りを稼ぐ“金融商品”と比較して、どちらが期待収益が大きいかという発想。しかし、人生の様々なるリスク軽減を図ることが主目的の保険である社会保険を、期待収益の大小だけで金融商品と比較することは適切ではない。

- 計算技術的に、最も値が大きな“利回り”で割り引くことは、賃金や物価などの低い値で割り引くことに比べ、遠い将来の金額を小さな額で見なすこととなる。  
一般に、現在のお金を、大きな利回りを前提で考えると、将来の金額は大きくなる。「割り引く」というのは、まさにこの“逆”的話で、現在のお金を、大きな利回りを前提で評価していくと、将来のお金の価値は、そのぶん大きく目減りしてしまって意味する。
- 社会保険の負担は、一般に給与の一定率などで負荷され、賃金で伸びる。給付にもその構造が入るため、賃金の伸びと大きな乖離はないと考えることができる。それを賃金以上の数値で割り引くと、拠出に比べて、遠い将来で受給する給付額の方が小さな額で見なされ、拠出と給付の関係はマイナスの方向に働く。
  - ※ [本資料末 24-26 頁、参考資料 1 「具体的な計算例」参照]
  - ※ ちなみに、払った分が戻ってくる例として知られるスウェーデン方式の年金給付も「みなし運用利回り」である 1 人当たり賃金の伸びで上昇するように設計されており、年金債務の計算に用いる割引率は賃金上昇率である。このため、スウェーデンの年金も、利回りで割り引けば、いわゆる“払い損”ということになる。もっとも、スウェーデンで年金の割引現在価値が計算される場合には、割引率として賃金上昇率が用いられている。
  - ※ さらに、ここでいう“利回り”は、100 兆円を超える公的年金での運用で仮定された利回りであり、個人でそのような運用の成果をあげるために、相当のリスク運用を行う必要が生じる。（公的年金は、相当の規模があるため、安全かつ効率的に行っても相応の収益が期待できる）
- 年金だけでなく、高年齢になると費用が大きくなる医療や介護も、高年齢時期の給付がより大きく割り引かれるため、マイナスが大きくなる要素がある。

## 割引率の考え方の整理

	利回り	賃金	物価	名目
割引率 (H21財政検証)	4.1%	2.5%	1.0%	0% (割引せず)
給付負担倍率	—————	割引率が小さいほど倍率は大きい	—————	→
割引の考え方	債券、株式市場での逸失利益の期待値の計算	生活水準(賃金)による価格調整	購買力による価格調整	—
保険のリスクヘッジによる効用	いずれのケースにおいても保険のリスクヘッジによる期待効用の増加(保険のメリット)は計算されていない			
払い損かどうかの解釈	いずれのケースも給付負担倍率が1倍を下回っても、上記のリスクヘッジによる期待効用増がそれを補えれば払い損にはならない。 → 特に利回りの場合は金融商品と保険という2つの選択肢の比較が計算の含意となっているが、この際、前者が保険のリスクヘッジによる期待効用の増加を評価していないことは重大な欠陥である。			

【論点③】(100年後の医療や介護)

医療や介護のサービス給付を割引現在価値換算し、負担と給付の関係を示すことに意味があるのだろうか。

- 今の若人が高齢者になるまでの医療や介護の費用を計算しているものがあるが、100年先の医療、介護の姿を想像できるだろうか。
- 医療の技術進歩の早さをみても、10年前の内視鏡手術の割合はどうだったろうか、抗がん剤治療は今のようにたくさんの種類があつただろうか。10年前になかったこうした技術は、当時の価格ではいくらと換算できるのか。 同様に、将来を考えると、今の最先端医療ももっと容易に使えるようになるのではないか。
- 厚生労働省が行っている医療費の将来見通しでは、こうした医療の構造変化をひとくくりにして、経済成長率と一定程度の相関をもって推移すると見込んでいるが、これは、あくまでも、当面（せいぜい20～30年）の間の話であり、その先、遠い未来で、どのような医療が行われ、どの程度の医療費がかかるのかを見通すことは難しいのではないか。
- 医療と介護の費用については、単なる“費用”として捉えるのではなく、医療による健康の回復・増進や介護サービスによる自立した生活の実現などの効果を、積極的に評価してよいのではないか。

【論点④】(事業主負担の扱い)

社会保険料支払に事業主負担を含めるべきか否か。

- 厚生年金や健康保険の保険料負担に、“事業主負担”を含める方法と、含めない方法がある。
- これについて、事業主から見ると、“事業主負担”は、従業員に対して負担している額として計上すべきと主張するかもしれないが、従業員からするとその分を負担しているという認識は薄い。
- 仮に、折半ではなく、事業主負担をなくして、その分、本人負担分の保険料を100%に増やした場合、軽減された事業主負担分のすべてが必ず、従業員の賃金に転嫁されるのだろうか。逆に、事業主は、社会保険料負担の軽減策として、非正規雇用を増やすような行動をとったり、パート労働の社会保険適用で、現在、適用除外の者が多い企業団体等が強い抵抗を示したりするのは何故だろうか。さらに、賃金には硬直性があるために、社会保険料の賃金への転嫁には、相当の時間を要するという実証研究はいくつもある。
- このようなことを考えると、事業主負担がすべて従業員の給料に転嫁されるとはいえず、この部分の扱いをどうすべきかについては、確定的なことは言えないのではないか。

【論点⑤】（引き算がいいの？割り算がいいの？）

保険料の支払から受給された給付を引き算して、その差引きがプラスかマイナスをみている試算があるが、むしろ、支払った保険料の水準に対して、どの程度の給付をもらえるのかという点で、割り算をして比率をみるべきではないか。

- 社会保険、特に年金制度においては、支払った保険料の水準に対して、どの程度の水準の給付を受給できるかについては、老後の生活設計を描く上でも必要な情報である。その際、生活設計のための水準ということであれば、たとえば、今の給与水準に対して何%程度もらえるか、すなわち、“所得代替率”が一般的な指標である。
- 生涯にわたっての負担と給付の関係を見る場合においても、同様に、“引き算”ではなく、“割り算”で比率をだすことで、現在、保険料を負担している若者が、その制度に入ることにより、どの程度の給付の見返りが期待できるかが明確になるのではないか。

次には定性的な論点を記す。

## 「社会保険」の概念とは？

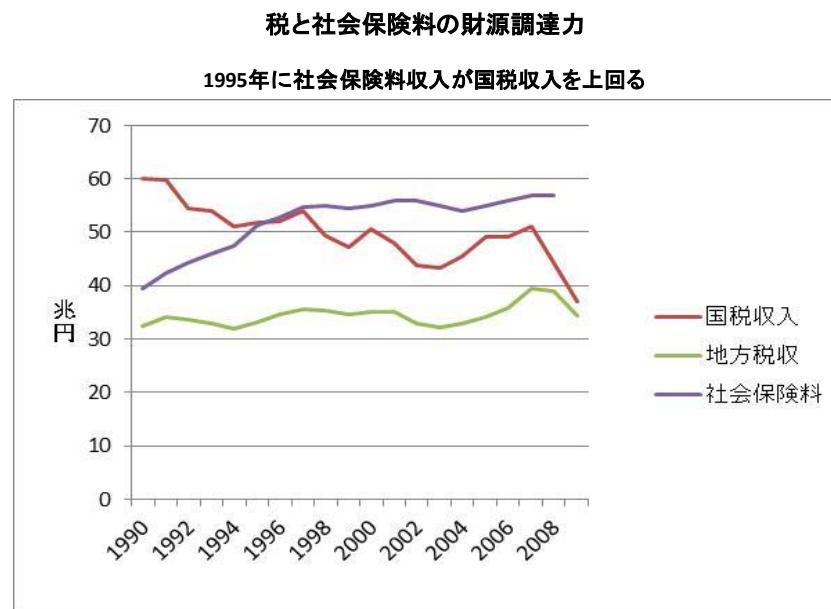
- 社会保険の世代間格差論は、「所得再分配は、税で行えばいいのであって、社会保険の中で行うべきでない」という考え方立っているものがあるが、これについてどう考えるべきか。
- 「社会保険」に係る保険料は、本当に、  
『保険』 = 再分配が一切行われず、給付反対給付均等原則が必須  
でなければいけないと考えるべきなのか。
- 「社会保険」とは、  
生活問題の救済に際して、税による一方的扶助では、劣等処遇原則が先立って、厳しいミーンズ・テストによるスティグマ（汚名の刻印）が避けられない。さらに、税による扶助では、財源の性質上、ミニマムの保障に傾きがちで、それでは貧困問題をはじめとした生活問題を軽減することができず、国民の不安を緩和することができなかった。

この状況を鑑み、社会保険は、生活者の所得の一部を拠出させることによって、市民社会の倫理観になじみやすい“自助の強制”の型式をとりつつ、私保険の原則（給付反対給付均等原則）に社会政策目的による変容を加えながら、高所得者から低所得者へ、生活事故発生確率の低い者から高い者への再分配を行いつつも、給付に権利性を付与することをねらった制度である。

なお、公的年金でも所得再分配が行われているとはいえ、「現役時代に保険料拠出という自助努力をした人は、老後もそれなりに報われる」という制度設計となっており、保険料拠出が多かった人が少なかった人よりも給付が低くなることはなく、現役時の労働や保険料納付のインセンティブを損なわない仕組みになっている。

	扶助原理（生活保護）	社会保険	私保険
私保険の原則 (給付反対給付均等原則)	—	給付反対給付均等原則は、社会政策目的に従属させ、個々人の事故発生率の大小を操作することにより、生活事故へのリスクヘッジを行う目的と共に、再分配にも目的を置く。	確率を媒介項として個人単位で給付反対給付均等原則が厳守される。
受給の権利性	薄い、もしくは無し	高い	あり
財源調達の安定性と給付の 安定性	不安定	税財源とするよりも財源調達は安定的であり、したがって給付も安定性が高い。	—

※ 財源調達の安定性については、次の図を参照。



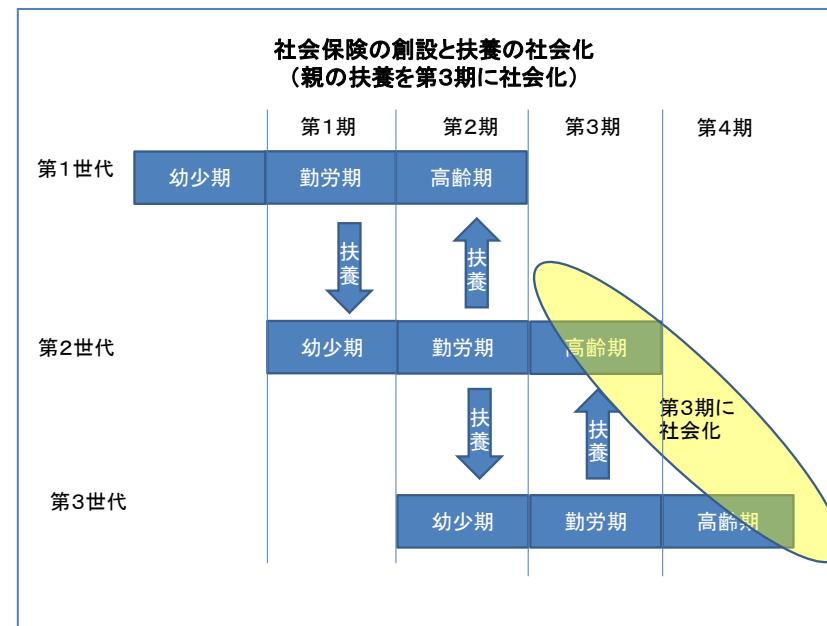
- 社会保険が主に対象とする生活リスクは、

(年金) 年老いて収入がなくなり、長生きしてしまったとき、「障害」や「遺族」となったとき

(医療) 病気やケガで高額の費用がかかったとき

(介護) 身体が弱くなり、長年にわたり、日常生活に手助けが必要となったとき

に、制度創設前は、（賦課方式的に）子世代が親世代を直接的に支援してきた“リスク”を、経済成長とともに起こってきた都市化・核家族化などに対応できるよう「社会化」したもの。



- こうした経緯を踏まえれば、子世代が親世代を支えるという行為に対して、「社会化」後の制度の中だけに着目して機械的な割引現在価値を計算することにどのような意味があるのだろうか。こうした試算に基づいて、過去の保険料負担以上の給付を受けている前世代のことを一概に“楽をしてきた”、また、こうした制度を作ってきたことを“過去の不始末”と言えるのだろうか。

## 世代間の「格差」はなぜ生じたのか？

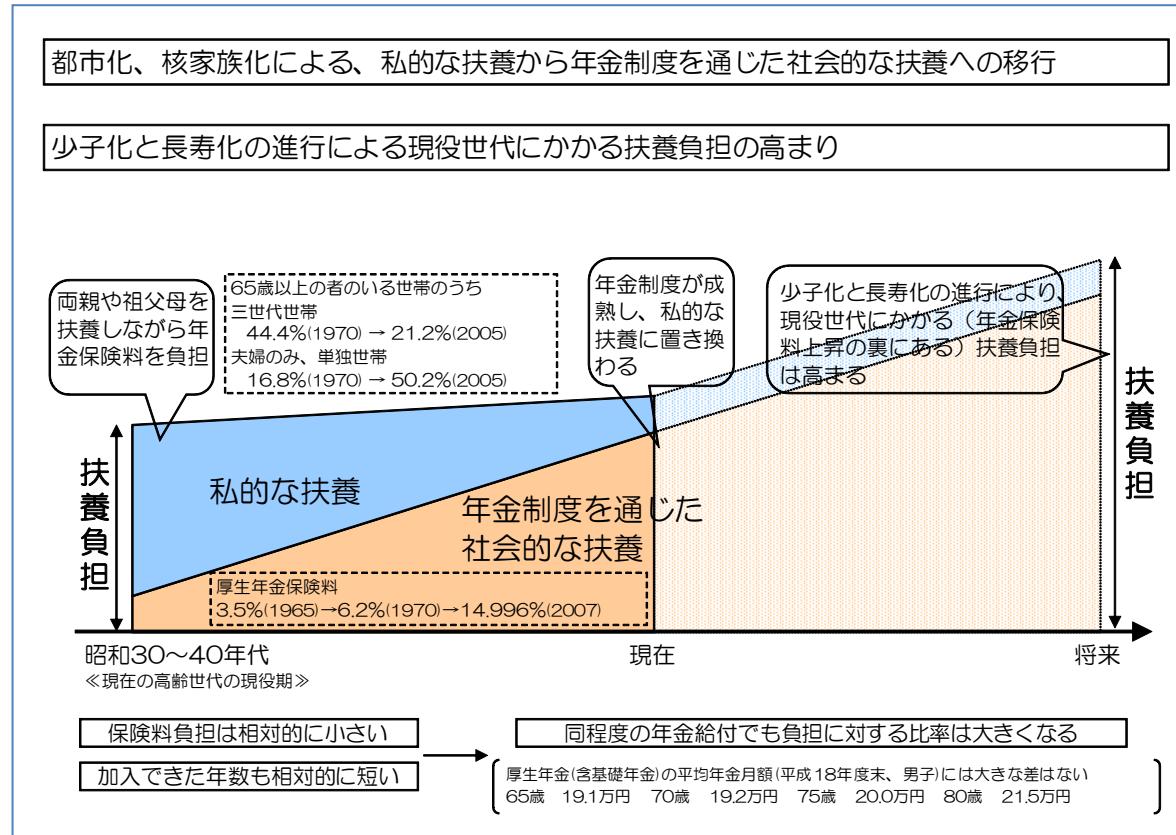
- 社会保険の仕組みを創設して、創設時点で最初の世代にサービス給付（生涯の保険料負担に比べて過大な給付）をした場合、生涯の保険料負担額には、当然、世代間の「格差」が発生する。

＜介護保険の例＞・・制度創設時に 70 歳の世代と 40 歳の世代について、介護保険制度内における生涯の保険料負担と給付の関係だけをみて比較すると、下表のように、世代間の「格差」が発生するという指摘もある。

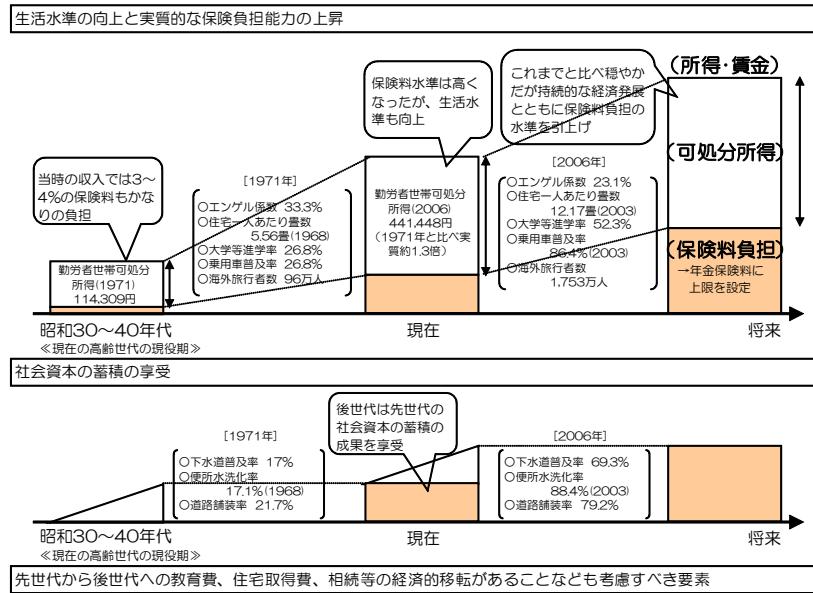
	制度発足時 70歳世代	制度発足時 40歳世代
生涯の保険料負担	20年程度負担	50年程度負担
生涯の介護給付	おおむね同じ (介護が必要となるのは概ね70歳以上のため)	
給付／負担	<u>高い</u>	<u>低い</u>

- しかし、介護保険はそもそも 3 年間で給付と負担が均衡する短期保険であり、さらに、以下のような視点も重要。
  - ※ 介護保険創設はむしろ現役世代も含めた国民の声を踏まえて創設された仕組み。創設時の高齢者には、給付を制限すべきだという声はなかった。
  - ※ 介護給付は高齢者への給付なのだろうか、現役世代の私的な介護負担が軽減されており、現役世代への給付とも考えられるのではないか。（上表でいうと、70 歳世代は親世代への給付はもらえないが、40 歳世代は親世代への給付の受益も受けていることから、一概に 40 歳世代の給付負担比率が低いとは言いきれない）

- このような制度創設に伴う世代間格差は、年金、医療でも生じており、これが、世代間格差の最大の要因（年金制度の制度創設時の“私的な扶養”と“社会的な扶養”）



- また、社会保険制度の創設時以降、経済成長や社会基盤の整備とともに、段階的に、今の社会保険料負担の水準に至っている。  
すなわち、当時の低かった社会保険料も、当時の経済の規模からすると、相当の“負担感”は生じていた。



**団塊の世代が働き始めた時代 → 2006年**

	1971年	2006年
初任給(大卒・男)	¥43,000	¥199,800
勤労者世帯平均可処分所得	¥114,309	¥441,448
消費者物価上昇率(2005年=100とした場合)	34.6	100.3
住宅1人当たり戸数	5.56戸(注1)	12.17戸
乗用車普及率	26.8%	86.4%(注2)
大学進学率	26.8%	52.3%
海外旅行者数	96万人	1,753万人
エンゲル係数	33.3%	23.1%
厚生年金保険料率	6.4%	15.4%
下水道普及率	17.0%	69.3%
便所水洗化率	17.1%(注1)	88.4%(注2)
道路舗装率	21.7%	79.2%
65歳以上の者のいるうち3世代世帯	44.4%	21.2%(注3)
65歳以上の者のいるうち夫婦のみまたは単身世帯	16.8%	50.2%(注3)

可処分所得水準は1971年に比べ実質1.33倍に拡大した

食費+保険料の所得に占める割合はほぼ同じ

後世代は前の世代が負担した社会資本等の恩恵を受ける

後世代は相対的に私的な扶養の負担から解放

(注1) 1968年 (注2) 2003年 (注3) 2005年  
(出所) 厚生労働省の資料を基に本誌作成

『週刊東洋経済』2009年10月31日号 75頁

- また、当時の低かった保険料であっても、今の日本の年金の積立金は、他の先進諸国の公的年金に比べて、圧倒的に多い水準にある。負担給付倍率で世代間格差が生じないように、当時から今と同じ保険料を課していたら、今では、GDPを上回るような規模の積立金が発生していることになる。そうした、他の国では当然懸念されていた莫大な公的貯蓄を抱えることのマクロ経済リスクを、この国では考える必要がなかったのか。
- なお、年金は、急激な保険料の引上げと莫大な積立金が蓄積されることに伴うリスクを避けるために段階保険料方式を採用してきたのに対し、医療は時代と共に医療が高度化して医療費が増加してきたことによるものであり、同じように段階的に保険料が上がってきただとしても、その意味は全く違う。

## 社会保険での世代間の「格差」は、本当に問題なのか？

- そもそも、社会保険制度の中の世代間の「格差」は本当に問題なのであろうか。
  - 社会保険は、この制度がなければ発生したであろう、世代間の生活水準の格差を縮小する役割を果たしてきた。この政策目的を遂行する際の政策基準は、各世代の「生活水準」であった。こうした社会保険の中で世代間格差を推計すれば、世代間格差は確実に存在する。しかしながら、そこで推計された格差について、各世代の生活当事者達は、果たして価値を伴う規範的判断である「不公平」と感じているのであろうか。
  - 各世代の生活当事者達が意識する「公平」「不公平」感に近似できる指標を作るというのであれば、次のような要素も考慮にいれた方がいいのではないか。
    - ◆ 老親への私的扶養は、社会保険制度の充実に伴い減っているのではないか。
    - ◆ 前世代が築いた社会資本から受ける恩恵は、今の若人の方が高齢者より大きいのではないか。
    - ◆ 教育や子育て支援による給付は、今の若人の方が高齢者より充実しているのではないか。
    - ◆ 少子高齢化の中で、親からの1人当たりの相続財産は、昔よりは増えているのではないか、等
- これらを考慮に入れて世代間の「公平」「不公平」を表す指標を作成しないと、各世代を生きる人たちにとって生活実感と外れた指標で議論していることにはならないか。もっとも、同一世代の中で、相続財産を受ける者とそうでない者がいるであろうが、こうした問題は、世代内の格差問題として把握すべきことである。

(参考)

子ども1人あたりの社会保障給付費（家族関係給付費）の推移

年度	家族関係 給付費 (兆円) ①	O-14歳人口 (万人) ②	1人当たり 給付費 (万円) ①/②	1人当たり GDP (万円)
1980	1.1	2,751	4.1	212
1990	1.6	2,249	7.1	365
2000	2.7	1,847	14.8	397
2009	3.8	1,701	22.5	372

（注）「社会保障給付費」（国立社会保障・人口問題研究所）等より作成

子ども1人あたりの教育費と教員一人当たり児童生徒数の推移

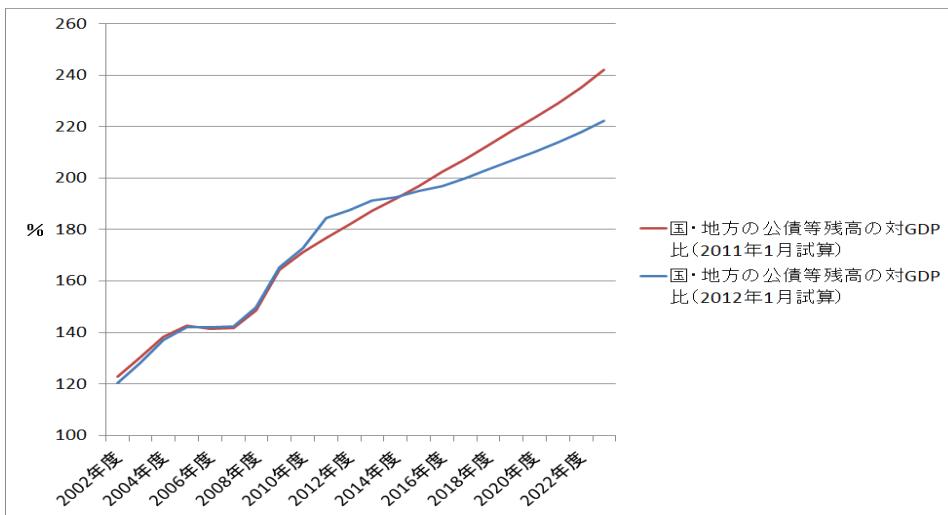
年度	国と地方の 教育費 (兆円) ①	O-14歳人口 (万人) ②	1人当たり 教育費 (万円) ①/②	教員一人当たり 児童生徒数 (人)
1950	0.2	2,943	0.6	33.9
1960	0.8	2,807	2.7	32.6
1970	3.4	2,482	13.9	24.0
1980	16.8	2,751	61.2	23.5
1990	23.4	2,249	104.1	20.2
2000	27.6	1,847	149.4	17.2
2006	24.4	1,744	139.9	16.2

（資料）文部科学省「地方教育費調査報告書」「学校基本調査報告書」

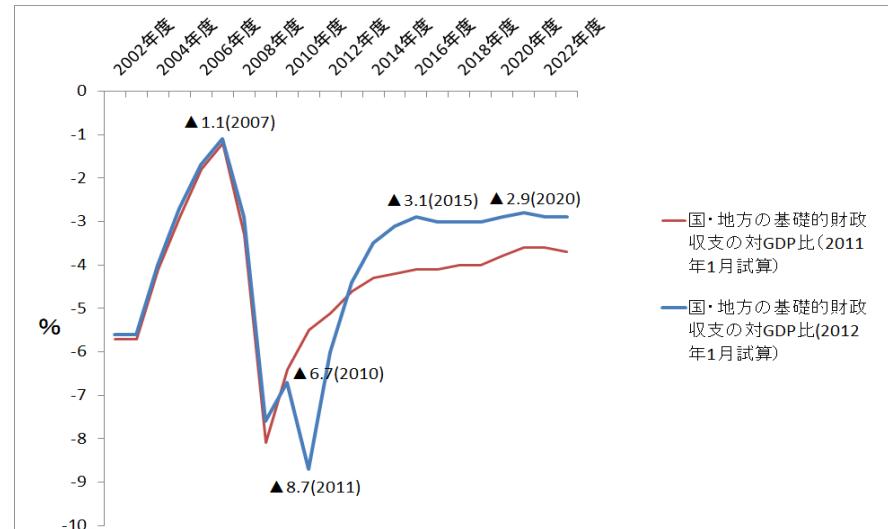
- 我々の世代は、国・地方の公債等残高の対 GDP 比で 200% に至ろうとする公的債務を残してしまった。そのため、将来世代に多額の公債費（国債・地方債等の元利払い）を負わせることとなる。これは明白に問題視されるべきことであるが、こうした公債費を後世代に負わせたゆえに生まれる世代間格差と、私的扶養の社会化ゆえに生まれる社会保障の中で観察される世代間格差の現象を、混同して議論していないか。なお、社会保険制度の財政は、社会保険に投入されている国庫負担、地方負担分を除いて、財政再建の基準となっている国・地方の公債等残高等に悪影響を与えることはない。

- 次の図は、一体改革「素案」前後の「経済財政の中長期試算」における国・地方の公債等残高の対 GDP 比と基礎的財政収支の対 GDP 比（いずれも慎重シナリオ）を一つの図にまとめたものである。図に描いた 2011 年 1 月試算は一体改革を全く考慮しておらず、2012 年 1 月試算は「素案」の消費税率引上げを反映させた見通しである。現在、財政再建の政策基準となっているのは、国・地方の公債等残高の対 GDP 比及び国・地方の基礎的財政収支の対 GDP 比である。

一体改革による国・地方の公債等残高の改善  
国・地方の公債等残高の対GDP比(慎重シナリオ)

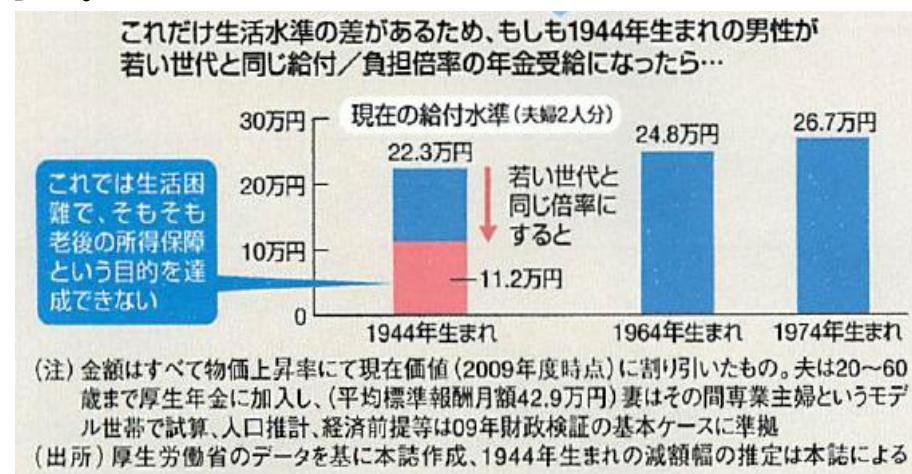


(参考) 一体改革による基礎的財政収支の改善  
国・地方の基礎的財政収支の対GDP比(慎重シナリオ)



資料) 内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月21日、平成24年1月24日)より作成。平成24年は、復旧復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

- 仮に、社会保険の中で観察される世代間格差をなくすため、社会保険に「再分配が一切行われない給付反対 紙付均等原則」を求めるのであれば、制度創設時の高齢者は十分な給付を受けることはできず、リスクは自己責任となるが、多くの国民は、
  - “社会保険の中で世代間格差が全くない世界。しかし、社会・経済で起こりうるリスクは全て自己責任”と
  - “社会保険の中に世代間格差は生まれるもの、社会・経済の変動があっても、世代間で生活水準の大きな変動を避けることができる世界”
 のどちらを選択するだろうか。



『週刊東洋経済』2009年10月31日号 75頁

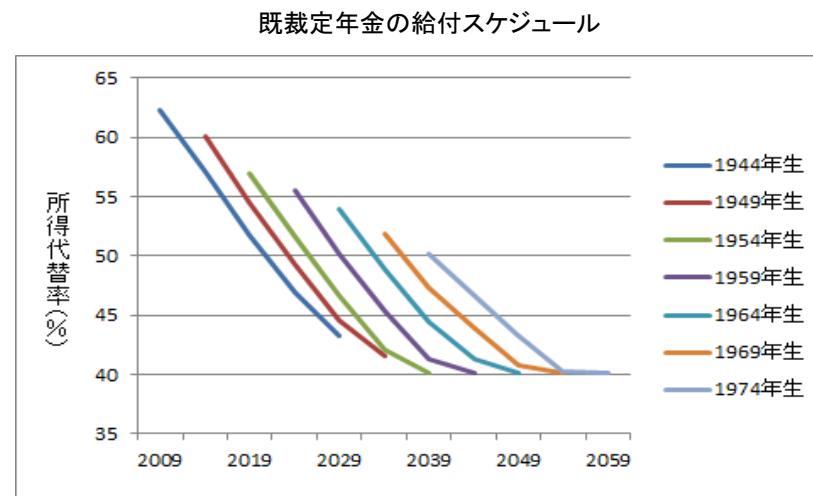
- なお、国際社会においては、古くからILO条約で一定の水準の社会保障制度を整備することが求められており、各国とも社会保険の中で世代間格差が生じることを承知の上で、戦後の世界規模の経済成長期に、世代間で生活水準に大きな格差が生じないように社会保障給付の充実に努めてきたことをどう考えるか。そして、同時期、他の先進国と比べて経済成長率が高く、高齢化のスピードが速かったのであるから、日本の社会保険の中の世代間格差は他国と比べて大きくなることはやむを得ず、その評価は慎重であるべき。

## 世代間の「格差」の解消は可能か？

- 現行の社会保険の下で、一部の論者に問題視されている「格差」を完全に解消してしまうためには、次のいずれかを行うしかない。
  - ① 現在の高齢者の負担に対する給付の倍率（給付負担倍率）を下げる
  - ② 若人及び将来世代の給付負担倍率を上げる

→ ①については、現在の高齢者の「給付を下げる」、「追加負担を求める」のいずれしかない。ただ、仮にそれが可能であったとしても、その制度は今の若い人が高齢者になった時にも適用されるために、「世代間格差」という視点からみれば、大きな緩和効果は見込めない。

なお、年金については、多くの論者は、既裁定年金は物価スライドであり、2004年年金改革で、次のような改革が行われたことを知っているのであろうか。そして、これよりもさらに、年金の給付水準を下げることが可能であろうか。



→ ②について、“社会保険料”と“給付”的関係だけで世代間格差を論じる場合、その格差のは正にあたっては、“税”で処理すれば、一見解消できたように見える。

しかし、“税”も含めた拠出と給付の関係をみると、あまり大きな変化を期待できない。また、むしろ社会保障に多額の公費が投入されているが、それに相当する財源が確保されておらず、公費（税）負担こそが将来世代への負担のつけ回しとして、社会保障・税一体改革が進められていることとの関係をどう考えるべきか。

- 社会保険が創設された時、家族内で子が老親を扶養するという“賦課方式”が社会化されたのであり、社会保険の創設で、自分の老後のために積み立てる仕組みが壊されて、これが賦課方式に置き換えられたのではない。特に今は、“社会保険”的仕組みができるまでの過渡期であり、その部分だけを取り出して、格差を議論することは国民に誤解を与える。
- 積立方式で自分の老後を賄う方法が、変動が激しくその動きが不確実な市場社会の中で、あたかも簡単に成立するかのような主張がなされているが、積立方式のデメリットももっと議論されていいのではないか。実際に1990年代に積立方式の年金を導入した中欧・東欧諸国では、リーマン・ショックで高齢者の積立金が大幅に目減りしてしまった。そして日本でも、積立方式を探る企業年金は、金融市場の変動に翻弄され続けてきた。

## まとめ

- 少子高齢化が進む中で、持続可能な社会保障制度を構築するためには、世代間・世代内の公平性を確保することは重要。しかし、その際の重視すべき“公平性”を示す指標として、社会保険の中だけで給付と負担の関係を比較した一面的な数値のみで評価することは不適切。
- 社会保障制度が、子ども世代と親世代、現役世代と高齢世代の支えあいという仕組みが基礎になっていることを踏まえ、仮に、将来 65 歳以上人口割合が 40% 程度になっても、その際の支えられる人を減らし、支える人を増やして社会経済を活性化していく取り組みを拡充していくことで、制度の持続可能性は確保できるし、それ以外の方法は根本的な解決とはならない。
- このような考え方にして、将来にわたって、あらゆる世代が安心して暮らしていけるよう、社会保障制度の改革・改善を続けていくことが重要である。

(参考資料)

[ 論点②「割引率の問題」についての具体的な計算 ]

- 現役時代の 20 代、30 代、40 代、50 代の 4 つの期間に保険料を 10 ずつ支払い、受給開始後、60 代、70 代の 2 つの期間に 20 ずつの年金を受給するというシンプルな制度を仮定する。これは、合計で 40 払って、40 もらうこととなり、世代ごとの人口構成が同じと仮定すれば、世代間格差の生じる余地のない公平な制度である。  
しかし、以下の計算で示されるとおり、“割引率” の仮定や “賃金上昇率” を見込むことによって、割引現在価値換算額でみた拠出の合計額と給付の合計額の “倍率” に違いが生じることについて、ケーススタディを行う。

(ケースゼロ　：　賃金上昇を仮定しない場合の“割引率”的大きさと“倍率”的関係　)

ケースゼロ 賃金上昇がない場合  
(時間的再分配の割引現在価値)

割引率	勤労拠出期				退職受給期		拠出計	給付計	倍率
	1期	2期	3期	4期	5期	6期			
1%	10	10	10	10	20	20	39	38	0.97
2%	10	10	10	10	20	20	38	36	0.94
3%	10	10	10	10	20	20	37	34	0.91
4%	10	10	10	10	20	20	36	32	0.89
5%	10	10	10	10	20	20	35	31	0.86

- 現役時代に 10 ずつ 4 期支払い、退職後 20 ずつ 2 期受給するので、割引率を考慮しなければ、拠出計、給付計とともに、40 ずつで、倍率は 1.00 となる。
- しかし、割引率を 1%、2% と大きくしていくと、その分、遠い将来の金額、すなわち、拠出額に比べて給付額が小さな額で見なされることとなるため、拠出計に比べて給付計がより小さくなり、その結果、割引率が大きいほど “倍率” は小さくなる。

(ケース I : 賃金が毎年上がる場合の拠出と給付の関係 )

ケース I 賃金が毎年上がる場合

賃金伸び率 2.5%		期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	拠出計	給付計	倍率
世代	第1世代	20													
	2	20	20.5												
	3	10	20.5	21											
	4	10	10.3	21	21.5										
	5	10	10.3	10.5	21.5	22.1									
	6	10	10.3	10.5	10.8	22.1	22.6						41.53	44.70	1.08
	7		10.3	10.5	10.8	11	22.6	23.2					42.56	45.82	1.08
	8			10.5	10.8	11	11.3	23.2	23.8						
	9				10.8	11	11.3	11.6	23.8	24.4					
	10					11	11.3	11.6	11.9	24.4	25				
	11						11.3	11.6	11.9	12.2	25				
	12							11.6	11.9	12.2	12.5				

(ケース II : ケース I を賃金で割り引く場合の拠出と給付の関係 )

ケース II ケース I を賃金伸び率で割り引く場合

割引率 賃金伸び率 2.5%		期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	拠出計	給付計	倍率
世代	第1世代	20													
	2	20	20												
	3	10	20	20											
	4	10	10	20	20										
	5	10	10	10	20	20									
	6	10	10	10	10	20	20						40	40	1.0
	7		10	10	10	10	20	20					40	40	1.0
	8			10	10	10	10	20	20						
	9				10	10	10	10	20	20					
	10					10	10	10	10	20	20				
	11						10	10	10	10	20				
	12							10	10	10	10				

- 一般的には、一定の経済成長があれば、1人当たり賃金も上昇する。ここでは、1期あたり2.5%の賃金上昇があると仮定する。
- この場合、給料に比例して拠出するとすれば、第1期で10の拠出額は第4期には10.8に上昇する。
- また、公的年金は、現役世代の給料の水準に照らして一定の水準を保障する仕組みとなっており、モデルとして年金額も賃金上昇率で改定すると仮定することができる。この場合、第1期20だった年金額は第5期には22.1に改定される。
- このように賃金上昇率で改定される拠出額、給付額の合計を計算すると、制度成熟期の第6世代では、拠出額が41.53、給付額が44.70となり、倍率は1.08となる。
- これは、第7世代においても額は拠出も給付も2.5%分だけ大きくなるが倍率は1.08と同じになる。

- ケースIを賃金で割り引くと、賃金で伸びていったものを同じ率で割り引くこととなるので、“賃金で改定せず、割引を行わなかった場合”と同じ金額となる。
- すなわち、10ずつ4期にわたって支払うので拠出計は40、20ずつ2期にわたって受給するので給付計も40となり、倍率は1.0となる。

(ケースⅢ : ケースⅠを利回りで割り引く場合の拠出と給付の関係 )

ケースⅢ ケースⅠを運用利回りで割り引く場合

割引率	運用利回り	4.1%												
		期間										拠出計	給付計	倍率
		第1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
世代	第1世代	20												
	2	20	19.7											
	3	10	19.7	19.4										
	4	10	9.85	19.4	19.1									
	5	10	9.85	9.69	19.1	18.8								
	6	10	9.85	9.69	9.55	18.8	18.5					39.09	37.31	0.95
	7		9.85	9.69	9.55	9.4	18.5	18.2				38.49	36.73	0.95
	8			9.69	9.55	9.4	9.25	18.2	17.9					
	9				9.55	9.4	9.25	9.11	17.9	17.7				
	10					9.4	9.25	9.11	8.97	17.7	17.4			
	11						9.25	9.11	8.97	8.83	17.4			
	12							9.11	8.97	8.83	8.7			

- ケースⅠの計算結果を 4.1%の利回りで割り引く場合、4.1%が賃金上昇率 2.5%を上回っているので、遠い将来の金額を小さな額で見なすこととなる。
- このため、第 6 世代の第 1 期の拠出が 10 であるのに対し、第 4 期の拠出は 9.55 となる。また、給付は第 5 期が 18.8、第 6 期が 18.5 となる。
- この結果、第 6 世代の拠出計は 39.09、給付計は 37.31 となり、倍率は 0.95 と 1 を下回ることとなる。
- このように、賃金で改定される年金制度を仮定した場合でも、改定率よりも大きな割引率で割り引くと 1 を下回ることとなる。

- このように、世代間格差の生じる余地のない単純かつ公平な制度を仮定した場合であっても、割引率の設定次第で、制度成熟時の第6世代以降の「給付一拠出」はマイナスとなる。このような計算方法の性格上で出た結果を「世代間格差」と論じることは誤解を導く。

※3, 6, 11, 12, 19, 21, 24, 25, 26 ページの図表については、慶應義塾大学 権丈教授提供による。